

山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日制定（防危第4410号）

（通則）

第1条 山梨県石油協同組合（以下「補助事業者」という。）に対する山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、平成26年11月4日に山梨県と補助事業者との間で締結した「災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定」に基づき大規模災害が発生した際にも、燃料の安定的な供給の確保を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

（交付の対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

（1）災害発生時において県が指定する緊急車両等に優先給油を行う中核給油所及び小口配送拠点（以下「中核給油所等」という。）を運営する揮発油販売業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、中核給油所等に資源エネルギー庁が実施する「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」により整備した燃料を備蓄するとともに、備蓄状況を確認し、その結果を補助事業者へ報告する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を補助事業者が助成する事業

（2）間接補助事業が適正に実施されるよう、補助事業者が間接補助事業者を指導するとともに、備蓄状況を確認し、その結果を県へ報告する事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助対象者に通知する。

（補助事業の内容の変更等）

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）により知事の承認を得なければならない。

2 軽微な変更とは、補助金の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更をいう。

3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止又は廃止承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を得なければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、間接補助事業者が中核給油所等に一定の備蓄量を確保していることを毎日確認し、各月の結果をとりまとめのうえ、翌月10日までに県へ報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、知事の要求があったときは、前項の規定にかかわらず、速やかに状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは事業完了の日もしくは廃止承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第6条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第12条 補助事業者は、間接補助事業を行う者に間接補助金を交付するときは、第5条から第9条及び第11条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象とする 費目	補助率
ア 間接補助事業に要する経費を助成する 事業	補助金	10 分の 10 以内 ただし、中核給油所等 1 箇所あたり 29,000 円を上限とする。
イ 間接補助事業が適正に実施されるよ う、指導、確認及び報告する事業	人件費 事務費	10 分の 10 以内 ただし、29,000 円を上限とする。

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料
備蓄促進事業費補助金交付申請書

山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、
上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 事業内容

補助事業区分	補助対象経費	補助申請額	備 考
ア 間接補助事業に要する経費に対する助成			中核給油所 箇所 小口配送拠点 箇所
イ 間接補助事業が適正に実施されるよう、指導、確認及び報告する事業			
合 計			

3. 経費の区分

区分	経費	補助対象経費	補助申請額	備考
ア	事業費			
イ	人件費			
	事務費			
合 計				

4. 補助事業の開始及び完了予定日

事業開始日 平成 年 月 日
事業完了日 平成 年 月 日

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料
備蓄促進事業費内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け防危第 号により交付決定された平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金に係る事業の内容を変更したいので、山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更計画の内容

3. 補助金変更申請額 円 (既交付決定額 円)

4. 変更内容

上段に既交付決定、下段に変更申請にかかるものを記載。内容が変更されないものは下段のみ記載

(1) 事業

補助事業区分	補助対象経費	補助申請額	備 考
ア 間接補助事業に要する経費に対する助成			中核給油所 箇所
			小口配送拠点 箇所
イ 間接補助事業が適正に実施されるよう、指導、確認及び報告する事業			
合 計			

(2) 経費の配分

区分	経費	補助対象経費	補助申請額	備考
ア	事業費			
イ	人件費			
	事務費			
合計				

5. 補助事業の開始及び完了予定日

事業開始日 平成 年 月 日 (当初:平成 年 月 日)

事業完了日 平成 年 月 日 (当初:平成 年 月 日)

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料
備蓄促進事業(中止・廃止)承認申請書

平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業を次のとおり(中止・廃止)したいので、山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

(様式第4号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度山梨県災害時給油所地下タンク燃料
備蓄促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け防危第 号により交付決定されたこの事業について、次のとおり事業を実施したので、山梨県災害時給油所地下タンク燃料備蓄促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 確定を受けようとする県補助金の額 円

2. 事業内容

(1) 事業

補助事業区分	補助対象経費	補助金の額	備 考
ア 間接補助事業に要する経費に対する助成			中核給油所 箇所 小口配送拠点 箇所
イ 間接補助事業が適正に実施されるよう、指導、確認及び報告する事業			
合 計			

(2) 経費の配分

区分	経費	補助対象経費	補助金の額	備考
ア	事業費			
イ	人件費			
	事務費			
合 計				

3. 補助事業の開始及び完了予定日

事業開始日 平成 年 月 日
事業完了日 平成 年 月 日